

○名寄地区衛生施設事務組合職員の旅費支給規則

〔 昭和45年4月1日 〕
〔 規則第2号 〕

改正 昭和58年4月1日 規則第4号 平成18年3月27日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号）。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 給与条例第3条及び第4条に定める旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(他の規則の準用規定)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項については、名寄市職員の旅費の支給に関する規則（平成18年名寄市規則第50号）を準用する。

附 則 (昭和45年4月1日 規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年4月1日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。。

附 則 (平成18年3月27日 規則第2号)

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

